

基本方針（５）相談支援体制の充実

【現状と課題】

総合相談として「福祉よろず相談」、「心の相談」、「身近な法律相談」、「成年後見利用相談」を毎月１回ふれあいセンターで開催しています。「身近な法律相談」と「成年後見利用相談」については年に１回、むさし野・元狭山・長岡の各コミュニティセンター等で出張相談を行っています。

また、社協では、日常的に社会福祉士等の専門的な資格を有する職員が相談業務を行い、様々な相談に対応しています。

【今後の取り組み】

①専門相談の充実

心の病気や、法律問題、成年後見制度の利用については専門の相談窓口を開設していきます。コミュニティセンターや寄り合いハウスいこい等も利用し地域の身近な場所で専門相談が実施できるよう推進していきます。

また、社会背景の変化などに対応するため、新たな専門窓口の創設も随時検討していきます。

②福祉相談の充実

地域の困りごとの受け皿として、どのような問題でも気軽に相談できる相談窓口の設置を推進していきます。個人相談や地域課題などを身近で相談できるよう地域福祉コーディネーター（再掲）の配置や、見守り活動や傾聴ボランティア活動を推進していきます。

③ピア・カウンセリングの実施

ピア・カウンセリングの目的は、共有の課題を抱えている人同士が対等な立場で相談をうけ、共感しあうカウンセリング行為です。

障がいや悩みをもつ「当事者」が相談員になる相談窓口を総合相談事業の一つに創設し、課題を抱える人々が相談者と共感することで自己信頼を回復し、社会のなかで自立した生活を営めるよう支援していきます。

※ピア・カウンセリング： 同じ悩みや障がいを持っているなど、同じ立場にある者同士によって行われるカウンセリング